

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市境財産区管理会条例（令和5年3月那須烏山市条例第27号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則において定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(委員の定数)

第3条 条例第3条の規定により市長が管理会と協議して定める定数は、7人とする。

(委員の選任)

第4条 条例第5条に規定する委員の推薦の手続は、別表の左欄に掲げる行政区（那須烏山市行政区設置規則（令和2年3月那須烏山市規則第33号）第2条第1項の規定により設置された行政区をいう。以下同じ。）ごとに、同表の右欄に掲げる委員定数に応じた数の委員の候補（以下「候補者」という。）を境財産区管理委員候補者推薦書兼同意書（別記様式第1号）に境財産区管理委員候補者履歴書（別記様式第2号）を添付して、市長に推薦することによって行うものとする。

2 市長は、前項の規定により候補者が推薦されたときは、その内容を審査し、当該候補者が条例第5条に規定する委員の要件に該当すると認めるときは、市議会の同意を得て委員に選任するものとする。

3 市長は、前項の規定により委員を選任したときは、当該委員に辞令（別記様式第3号）を交付するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月11日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

行政区	委員定数
宮原行政区	1人
上境行政区	1人
下境行政区	1人
小原沢行政区	
横枕行政区	1人
小木須行政区	1人
大木須行政区	1人
大沢行政区	1人

境財産区管理委員候補者推薦書兼同意書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

行政区名

行政区長名

電話番号

那須烏山市境財産区管理会条例施行規則第4条の規定により、当行政区において那須烏山市境財産区の委員の候補について協議した結果、次の者を推薦します。

フリガナ 氏 名	
住 所	那須烏山市

添付書類

- ・境財産区管理委員候補者履歴書 (別記様式第2号)
※推薦を受ける者が記入し、封筒に密封してください。

※ 推薦に当たっては、次の要件の全てに該当する方を推薦してください。

- ① 境財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者
- ② 年齢が満25年以上の者
- ③ 市の議会の議員の被選挙権を有する者

※以下は、推薦を受ける御本人が御記入下さい。

私は、境財産区管理会の委員の推薦を受けるに当たり、委員の要件に該当するかを審査するための資格調査を受けることに同意します。

年 月 日

署名

Ⓜ

境財産区管理委員候補者履歴書

記入日： 年 月 日

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（満 歳）
住 所	〒 那須烏山市
連絡先電話	

学歴・職歴等

年 月	学 歴・職 歴

公的、公共的な役職の経歴（国・県・市等、行政区・自治会等の役職等）

任 期	役 職 名 等

※ 封筒に入れ密封して提出してください。

※ 本履歴書は境財産区の管理委員の選任手続き以外には使用いたしません。

辞 令

様

那須烏山市境財産区管理委員に選任する。

選任期間： 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

那須烏山市長